

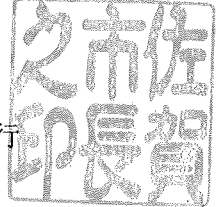
諮 問 書

佐市企第14号

平成31年4月16日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

「プレミアム付商品券」事業実施における個人情報の目的外利用について

2 目的外利用申請者

企画調整部 企画政策課 プレミアム付商品券事業推進室

3 個人情報の所管課

- ① 障がい福祉課
- ② こども家庭課
- ③ 障がい福祉課、高齢福祉課

4 目的外利用を行う個人情報の内容

添付資料(1)のとおり

5 目的外利用の経緯及び理由

○消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、国が「プレミアム付商品券」事業の実施を決定。国は補助金を用意し、市町村が補助金を活用し自治事務として事業を実施する。詳細は添付資料(2)のとおり。

○自治事務であるため、特別措置法等の定めはないが、施設入所者・DV被害者に対する申請書・商品券引換券の居所への送致等のために、前項に掲げる個人情報の利用が不可欠。 ※添付資料(3)参照

6 目的外利用の期間

答申日から令和2年3月31日まで

7 添付資料

- (1) 「プレミアム付商品券事業について」(H31.2.12 プレミアム付商品券事業全国自治体説明会(内閣府開催)資料)
- (2) 別紙「目的外利用を行う個人情報の内容」
- (3) プレミアム付商品券事業における特に配慮が必要な方への対応について(案)
(H31.2.12 プレミアム付商品券事業全国自治体説明会(内閣府開催)資料)
- (4) スケジュール(案)

プレミアム付商品券事業について

- 消費税・地方消費税率の10%への引上げが低所得者・子育て世帯(0~2歳児)の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費(事業費及び事務費)を国が全額補助。

1. 購入対象者

- (1) 2019年度住民税非課税者(課税基準日2019.1.1) ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- (2) 2016.4.2~2019.9.30(注)までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主 (注)消費税・地方消費税率引上げ日の前日

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1.(1)の該当者：券面額 2.5万円(販売額 2万円)
 - ②上記1.(2)の該当者：券面額 2.5万円(販売額 2万円) × 3歳未満の子の数
- ※低所得者に配慮した分割販売を実施(5千円単位)

- 割引率：20%(プレミアム補助額：5千円)

- 使用可能期間：2019.10~2020.3までの間で市区町村の定める期間(市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請)
- 取扱事業者：市区町村内の店舗を幅広く対象として公募(ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。)等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること(例：500円)。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。 等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し。

3. 予算

- 31年度予算：1,723億円 ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

市区町村における標準的作業のイメージ

(2月頃) 自治体内部の事務局体制の構築

2018年度中の自治体準備経費 ⇒ 自治体の2018年度の補正予算に計上(国補正予算活用)。残額があれば繰越。

2019年度中の自治体準備経費、7/31までの補助費 ⇒ 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上(国当初予算活用)。

(2月～夏頃)

事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者リスト作成・管理システムの構築、商品券使用可能店舗の公募、商品券の販売方法・販売期間等の検討、購入希望申請書・購入引換券・商品券作成、換金事務に係る金融機関等との調整 等

(6月頃) 住民税非課税者(課税基準日:1/1)に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備

6/1時点住基台帳から三歳未満児子育て世帯主の抽出 ※7/31、9/30時点でも追加実施

(7月～8月頃)

非課税者分の個別広報活動実施、購入希望申請受付 → 届き次第、順次審査 ※申請受付は11月頃まで実施。
購入引換券の作成、送付準備

(9月頃～) 購入引換券発送開始 ※非課税者分は審査終了したのから順次発送、子育て世帯主分・6/1基準日分は9月中旬頃に発送。

7/31基準日分、9/30基準日分については準備でき次第できるだけ早く発送。

(10月～2月頃) 購入引換券を提示し商品券販売(分割販売) ※販売開始は、使用開始よりもやや早めとすることもありうる。

(10月～3月頃) 商品券の使用・換金処理

※ 3月末までに当年度に係る事業費・事務費について国庫補助申請。換金処理が3月末を越える場合は繰越を想定。

目的外利用を行う個人情報の内容

項目	利用情報	情報保有課	利用目的
① 障害者施設入所等 児童等（住民票が 保護者と一緒にな っている場合）	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法若しくは知的障害者福祉法の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみ園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園が設置する施設をいう。）に入所している以下の児童の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月1日（以下「基準日 A」）時点で施設入所等している児童の情報 ・平成31年1月2日以降に施設入所した児童についての基準日時点の施設入所等児童の情報（随時） ・情報：氏名及びカナ氏名、性別、住所、生年月日、入所年月日、退所年月日、個人番号 	障がい福祉課	入所者である児童を監護していない家族等に当該入所者分の引換券を発行することがないよう措置を行う。
② 母子生活支援施設 入所等児童等	<p>基準日 A において、児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所措置がとられている児童等の、氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、住所、入所年月日、退所年月日、個人番号</p>	子ども家庭課	入所者である児童等を監護していない家族等に当該入所者分の引換券を発行することがないよう措置を行う。
③ DV 避難者	<p>基準日 A において、虐待により施設等に入所等措置が取られている障がい者及び高齢者の、氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、住所、入所年月日、退所年月日、個人番号</p>	① 障がい福祉課 ② 高齢福祉課	入所等措置が取られている者の家族等に当該入所等措置者分の引換券を発行することがないよう措置を行う。

